

全国统一要求（抜粋）

1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
3. 過積載復活させるな



発行所  
全日本建設交運一般労働組合  
東京都新宿区百人町 4-7-2  
電話 03(3360)8021  
毎月25日発行  
1部 50円

# 第32回全国キャラバン 各発注当局へ要請行動



個人の自家用ダンプの使用について説明し、理解を求めました。（7月14日岐阜県庁）



元請に対する使用促進措置の徹底、指導の強化を求めました。（7月9日群馬県庁）



自家用ダンプの使用は元請の自家需要であると示し、関係者へ周知を求めました。（7月9日栃木県庁）

## 各地の取り組み

# 自家用ダンプ使用について 各発注当局に理解を求めめる

東海ダンプ

全国ダンプ部会は、第32回目の全国ダンプキャラバン行動（6月～8月）を呼びかけ、各地で取り組んでいます。先月号に続いて、単価改善、過積載問題、使用促進措置の指導徹底などを中心にした各地の要請行動について一部を紹介します。「東海ダンプ支部」は、東海4県で取り組みます。

に、昨年引き続き県土整備部関連の県内12カ所の土木事務所と上信自動車道建設事務所の代表者20名を県庁に集めて、「使用促進措置について」のレクチャーを実施しました。

関係に達しました。ダンプの担い手育成を  
県庁・県警に要請行動  
栃木ダンプ  
栃木ダンプ支部は7月9日、組合員10人で栃木県、栃木県警への要請行動に取り組みました。今回は、盛土規制法、白ナンバー問題、過積載・長時間労働、燃料高騰支援、熱中症対策について要請しました。「盛土規制法」については、単価改善、処分場の確保を求めました。県からは「昨年5月に最終処分先までの確認義務化を周知した。建設事業者向けの講習会においても周知したい。ストックヤードは県内5カ所ある。国の検討状況を注視する」との回答でした。「低単価改善」では、過積載と長時間労働の原因である為、元請への指導を求めました。県は、「担い手三法改正により、国は賃金等の実態把握と施策を実施する。県は毎年ダンプに直接単価調査を実施している。引き続き実態把握に努める」と回答しました。「ナンバー問題」については、トラック新法の影響で荷主に誤解が生じていると示し、過去に県庁工事においても就労した組合員が告発を受けたが「栃木運輸支局は、元請事業者の自家需要の範囲と認定され、法的問題はなかった」との事例を紹介し、関係者へ周知を求めました。県からは「白ナンバー||白トラ行為||違法と考えていない」と理解を示す回答がありました。

東海ダンプ支部は、7月14日の岐阜県庁を皮切りにして、愛知・三重・静岡の各県庁・中部地整・中部運輸局や県建設業協会と各県トラック協会への要請行動を実施しました。今年からはトラック新法の制定や各地で白トラ行為の摘発が相次いでいることからナンバー問題を中心に、ダンプの歴

史・実態を理解してもらおうとに専念しました。高橋書記長は「ダンプ猿投事故、ダンプ規制法制定、高度経済成長期の建設産業・業界合理化（代車制度の始まり）北浜砕石事件の判決、国交省見解フェースバイケース」を紹介し、建設現場で就労する「個人の自家用ダンプ（車持ちダンプ

労働者」は、運輸行政も違法性が無いことを認知していると話しました。各県の担当者から「個人の自家用ダンプの排除が起きないよう徹底する」との回答が出されています。

沼田土木事務所管内の元請業者T社が使用促進措置を拒んでいる問題で、同社の過積載運行を告発し問題解決するよう要請しました後日に元請T社への指導があり、使用促進措置を受け入れています。さらに県庁は7月17日付で「契約の適正な履行の徹底について」、使用促進措置を各

群馬ダンプ支部は7月9日

# 各公共工事発注当局へ ダンプの要求実現迫る

## 全国ダンプ

# 使用促進、過積載根絶 単価改善の指導徹底を

〔札幌市土木工事共通仕様書の中に12条団体使用促進措置を記載し、年2回入札参加者に啓発指導文書を出しています。〕

〔札幌市〕

〔県土整備部内の建設工事等を発注する事務所長あて、契約の適正な履行の徹底に関する文書を発出し、受注者への指導を徹底します。〕

〔群馬県〕

〔過積載防止の観点で法12条団体の使用の促進を指導している所で、今後も同様に指導徹底する。〕

〔初回打ち合わせ時に請負者へ指導を徹底し、監督員や職員に指導徹底する。〕

〔岐阜県〕

〔建交労は法12条団体等であるとの認識であり、引き続き使用の促進についての業者指導を行う。〕

〔静岡県〕

〔ダンプ規制法12条団体の使用促進は受注者に指導している。〕

〔大阪府〕

〔指導事項（使用促進措置）の徹底については、本省より

文書が出されており、引き続き徹底します〕

〔九州地整〕

**労災、建退共、捨場対策  
自家用ダンプの使用問題**

〔平成31年大阪府が策定した『建設職人基本計画』で、一人親方へ労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底や周知・啓発をしている。〕

〔大阪市〕

〔建退共証紙の貼付徹底について、工事検査時にその確認を行うなど適正な運用を図っています〕

〔群馬県〕  
〔採石場跡地などの利用を含めて、捨て場の確保を現在進めている所。〕

〔静岡県〕

〔県の管理地でストックヤードを設定している。建設発生土を抑制、他の現場とのマッチングを重視していく。〕

〔愛知県〕

〔ダンプは一輪車と同じだから、残土や砂利を運搬する役務なので白トラ行為にならないと認識している。組合の要請は理解できているし、白排除は考えていない。〕

〔岐阜トラック協会〕

〔元請や下請などの雇用契約であれば個人の自家用ダンプは問題なく、現場から排除しないようにと工事統括官会議で徹底し、請負業者にも指導する。〕

〔三重県〕



単価改善及び自家用ダンプの就労について理解を求めました。(8月1日北海道開発局)



東北6県へのキャラバン行動に取り組みました。(6月27日青森県建設業協会)



使用促進措置の指導強化と背番号表示についての理解を求めました(7月22日北陸地整)



組合員の実態を伝え、単価改善に向けた元請指導を求めました。(7月28日大阪府)



ストックヤードの運用実態の把握、過積載防止対策の具体化を求めました。(8月8日九州地整)